

# 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成 19 年 6 月 26 日

規則第 12 号

改正 平成 28 年 2 月 23 日 規則第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、広域連合長が保有する行政情報（条例第 2 条第 2 号に規定する行政情報をいう。以下同じ。）の公開等に関する必要な事項を定めるものとする。

## (情報公開の請求)

第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書の様式は、行政情報公開請求書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、希望する公開の実施方法とする。

## (公開決定等の様式等)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政情報の全部を公開する旨の決定をしたとき 行政情報公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 行政情報の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政情報一部公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 行政情報の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政情報非公開決定通知書（様式第 4 号）

(4) 条例第 10 条の規定により公開請求を拒否する旨の決定をしたとき 行政情報存否応答拒否決定通知書（様式第 5 号）

2 条例第 11 条第 4 項の規定による通知は、行政情報公開決定期間延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

3 広域連合長は、前条第 1 項に規定する行政情報公開請求書の提出があった場合において、当該請求に係る行政情報が存在しないとき（条例第 2 条第 2 号に規定する行政情報に該当しないときを含む。）、又は条例第 18 条の規定により適用を受けないものであるときは、公開請求したものに対し、行政情報不存在通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

## (公開の実施等)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項に規定する行政情報の公開は、職員の立会いの下に行うものとす

る。

- 2 広域連合長は、行政情報の公開を受ける者が当該公開に係る行政情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

- 3 行政情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開方法)

第5条 条例第12条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 原本である録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複写したもの
- の交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の原本である電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

- 2 条例第8条に規定する場合における電磁的記録の公開の方法は、原則として印字装置等を用いて用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により行うものとする。

(費用の納入)

第6条 条例第13条第2項に規定する行政情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の費用は、行政情報の写しの交付の際に納入しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運用状況の公表)

第7条 条例第17条に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項について広域連合の事務所の掲示場への掲示及び広域連合のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 公開請求の件数及びその処理状況
- (2) 審査請求の件数及びその処理状況
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 28 年規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		費用の額
写しの作成に要する費用	電子複写機により複写したもの（印字装置により出力したものと含む。）であって、その大きさが日本工業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの 1面につき 10円 カラーのもの 1面につき 50円
	第5条第1号に規定する録音テープ若しくはビデオテープに複写したもの	当該記録媒体1個につき、当該記録媒体の購入に要する費用を勘案して広域連合長が定める額
	第5条第2号に規定するフレキシブルディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
	上記に掲げるもの以外のもの	当該写しの送付に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用		当該写しの送付に要する費用に相当する額

様式第1号（第2条関係）

行政情報公開請求書

年　月　日

茨城県後期高齢者医療広域連合長宛て

請求者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在  
地、名称及び代表者の氏名

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

請求する行政情報の件名又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付

※ 決定期限	年 月 日	受付印
※ 所管課等		
※ 備考		

注 1 公開の方法の欄は、希望する□欄に印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

行政情報公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容									
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付								
公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )			午前・午後 時 分				
	場所								
問い合わせ先 (所管課等)									
備考									

- 注 1 行政情報の公開を受ける当日は、この通知書を御持参ください。  
2 行政情報の公開を受ける当日御都合が悪い場合は、あらかじめ上記の問い合わせ先へ御連絡ください。

様式第3号（第3条関係）

行政情報一部公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日に付けて請求のありました行政情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を公開することに決定しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容		
公開の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	場 所	
公開することができない部分の内容及びその理由	内 容	
	理 由	茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
問い合わせ先 (所管課等)		
備 考		

(裏面も御覧ください)

(裏面)

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において茨城県後期高齢者医療広域連合を代表する者は茨城県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注 1 行政情報の公開を受ける当日は、この通知書を御持参ください。  
2 行政情報の公開を受ける当日御都合が悪い場合は、あらかじめ表面の問い合わせ先へ御連絡ください。

様式第4号（第3条関係）

行政情報非公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日に付けて請求のありました行政情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開しないことに決定しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
公開しない理由	茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第 号該当 (理由)
問い合わせ先 (所管課等)	
備考	

(裏面も御覧ください)

(裏面)

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において茨城県後期高齢者医療広域連合を代表する者は茨城県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第3条関係）

行政情報存否応答拒否決定通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日に付けて請求のありました行政情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条及び第11条第1項の規定により、次のとおり行政情報の存否を答えないことに決定しましたので、第11条第2項の規定に基づき通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
存否を答えることができない理由	
問い合わせ先 (所管課等)	
備考	

(裏面も御覧ください)

(裏面)

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において茨城県後期高齢者医療広域連合を代表する者は茨城県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第3条関係）

行政情報公開決定期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日に付けて請求のありました行政情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので、同項後段の規定に基づき通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容									
条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から			年 月 日まで					
延長後の期間	年 月 日から			年 月 日まで					
延長の理由									
問い合わせ先 (所管課等)									
備考									

様式第7号（第3条関係）

行政情報不存在通知書

第 号

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日に付けて請求のありました行政情報の公開については、請求された行政情報が存在しませんでしたので、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
問い合わせ先 ( 所管課等 )	
備考	